

春日部市 パートナーシップ 宣誓制度  
ファミリーシップ

利用の手引き



春日部市

# 目次

1	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の目的	P 1
2	宣誓を行うことができる方	P 1
3	宣誓の流れ	P 2
4	宣誓に必要な書類	P 3
5	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の交付	P 4
6	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の再交付	P 5
7	届出事項の変更	P 5
8	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の返還	P 5
9	Q & A	P 6

## 事前予約・受付手続窓口

春日部市 総務部 人権共生課

- 住所 〒344-8577  
春日部市中央六丁目2番地
- 電話 048-736-1130
- FAX 048-734-2593
- メール [jinken@city.kasukabe.lg.jp](mailto:jinken@city.kasukabe.lg.jp)

## 1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の目的

春日部市は、春日部市人権施策推進指針の理念に基づき、性的指向又は性自認に係る性的少数者の自由な意思を尊重する社会づくりを進めるため、令和5年4月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します。

この制度は、パートナーシップの関係にある2人の宣誓を、市が尊重しパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（以下「証明書」という。）を交付するものです。

証明書の交付により、法律上の権利・義務（婚姻や相続、税金の控除など）は生じませんが、性的指向や性自認に係る性的少数者（以下「性的少数者」という。）の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができる、一つのきっかけになることを期待するものです。

春日部市は、差別や偏見のない人権尊重社会の実現のため、性的少数者の方への理解促進と支援に取り組んでいきます。

## 2 宣誓を行うことができる方

- (1) 宣誓を行う当日2人とも民法に規定されている成年であること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - ①双方が市内に住所を有している。
  - ②一方が市内に住所を有し、かつ、他方が宣誓書を提出した日から3か月以内に市内への転入を予定している。
  - ③双方が宣誓書の提出日から3か月以内に市内への転入を予定している。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び現にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 双方が民法に規定されている近親者同士でないこと。（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。）ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合は除く。
  - 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
  - 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
  - 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等
- (5) 子どもを家族として宣誓をする場合  
ファミリーシップの宣誓をする子どもは、次のいずれかに該当すること。
  - ①市内に住所を有している。
  - ②宣誓書提出日から3か月以内に市内への転入を予定している。

### 3 宣誓の流れ

#### (1) 受付

①場所 春日部市 総務部 人権共生課

②受付時間 平日8時30分～17時15分

#### 宣誓日時の相談

※宣誓日の1ヶ月前から受付可

電話・FAX・メール・来所のいずれかで宣誓日時を予約してください。※事前に要件の確認をいたします。

#### 宣 誓

予約した日時に必ずパートナーの2人でお越しください。  
本人確認書類を提示の上、必要書類（3頁参照）を提出してください。「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」、「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書」を市職員の面前で署名してください。

◎書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期いたします。

#### 証明書等の交付

宣誓に係る書類一式を確認の上、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」を窓口交付します。

（1週間程度要します。郵送を希望する方は、別途切手代など自己負担してください。）

#### ※双方又は一方が春日部市に転入予定の場合

#### 転入確認

宣誓後、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票」をお渡しします。

宣誓後3か月以内に、転入の事実が確認できる書類（3頁参照）を提出してください。

## 4 宣誓に必要な書類

### (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

宣誓される日に、市職員の面前で自ら署名の上、提出してください。(自ら署名できない場合は、代筆も可能です。)なお、性別違和等の理由がある場合は、宣誓書において通称を使用することができます。詳しくは(6)をご覧ください。

### (2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

宣誓前に「確認事項」の欄を記入し、宣誓時に署名してください。

### (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの(発行から3か月以内のもの)を1人1通ずつ提出してください。

(同一世帯の場合は1通)

### (4) 転入予定住所が確認できる書類(転入予定の方のみ)

春日部市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。また転入後、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」と住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。(宣誓後3か月以内)

### (5) 独身であることを証明する書類(戸籍謄本若しくは抄本、独身証明書など)

戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は独身証明書を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。(発行から3か月以内のもの)

《外国籍の方》

在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入すること。)を添えて提出してください。

### (6) 通称を使用していることが確認できる書類(通称を使用したい方のみ)

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。

## (7) ファミリーシップの宣誓をする場合

宣誓にかかる子の住民票の写し又は住民票記載事項証明書と、宣誓に係る子が宣誓しようとする者の実子又は養子であることが確認できる書類を提出してください。

## (8) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

### ■ 1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

### ■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

## 5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の交付


宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を宣誓者双方に交付します。

(1週間程度要します。)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

(A4サイズ)

様式第3号 (第5条関係) 第 号



春日部市パートナーシップ・ファミリーシップ  
宣誓証明書

氏名 \_\_\_\_\_ 様 氏名 \_\_\_\_\_ 様  
年 月 日生 年 月 日生

子 氏名 \_\_\_\_\_ 様  
年 月 日生

子 氏名 \_\_\_\_\_ 様  
年 月 日生

春日部市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき、パートナ  
ーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日： 年 月 日  
年 月 日

春日部市長 印

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

■寸法 縦54ミリメートル、横86ミリメートル

(表面)

春日部市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード  
春日部市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき、パートナーシップ・  
ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

氏名 \_\_\_\_\_ 様 氏名 \_\_\_\_\_ 様  
年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日 第 号  
年 月 日

春日部市長 印

(裏面)

この証明カードは、春日部市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき、パートナ  
ーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証するものです。  
法的な効力を有するものではありませんが、この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご  
理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 ※通称使用の場合

【本人】 氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 様

【パートナー】 氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 様

【子】 氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 様 氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 様

特記事項 \_\_\_\_\_

## 6 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書の紛失や毀損などの理由により再交付を希望される場合には、再交付します。「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

## 7 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など）を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書の再交付を希望する場合には、「6 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり申請してください。

## 8 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方又は一方が市外へ転出した場合は、証明書を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。

## 9 Q&A

### Q 1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A 1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、春日部市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき、お二人のパートナーとしての関係を市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。このため、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

### Q 2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A 2 本制度を導入することにより、性的少数者に関する社会的理解の広がりや多様性を認めあう社会の実現を目指しています。

### Q 3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A 3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。

詳しくは公証役場にお問い合わせください。

### Q 4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A 4 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

### Q 5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に費用はかかりますか？

A 5 宣誓証明書や宣誓証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

### Q 6 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

A 6 春日部市公式ホームページで手に入れることができます。

### Q 7 宣誓証明書や宣誓証明カードは即日発行されますか？

A 7 宣誓後、提出書類を確認しますので、即日交付はできません。

1週間程度で窓口交付いたします。郵送を希望する場合は、別途、封筒、切手代などの負担をお願いします。



**Q 8 普通養子縁組をしています、宣誓できますか？**

A 8 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者扱いとなり、宣誓することができません。ただし、このような宣誓等の制度がない状況でやむを得ず、普通養子縁組を行ったなど、パートナーシップを目的にしたものである場合を除きます。

**Q 9 外国籍の方もパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓できますか？**

A 9 外国籍の方も、市民である、又は市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

**Q 10 通称は使用できますか？**

A 10 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。交付する証明カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

**Q 11 平日は仕事があり、二人で来所することは難しいのですが？**

A 11 相談に応じますので、お問い合わせください。

**Q 12 宣誓することで、受けられる行政サービスはありますか？**

A 12 市営住宅の入居申込や犯罪被害者見舞金の支給などの行政サービスを受けることができます。

**Q 13 他の人に代理で宣誓をしてもらうことはできますか？**

A 13 代理の宣誓はできません。必ず宣誓者の二人が揃って窓口にお越しください。

**Q 14 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？**

A 14 パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。

**Q 15 プライバシーは、守られますか？**

A 15 宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で対応します。また、提出された書類や記載されている内容等については外部に情報提供することはありません。